

新潟市江南区親善大使使用要項

(目的)

第1条 この要項は、新潟市江南区親善大使（別図1。以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者登録申請)

第2条 営利・非営利を問わず、キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による新潟市江南区親善大使使用者登録申請書に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者登録)

第3条 第2条の使用者登録申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認し、キャラクターの使用者の登録を行うものとする。

- (1) 新潟市江南区のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (6) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認める場合
- (7) キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- (8) 立体物でその形状などがキャラクターの形状と認められない場合
- (9) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定による登録は、別記第2号による新潟市江南区親善大使使用者登録証の交付をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用者登録を受けた者（以下、「使用者」という）が、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、新潟市江南区親善大使使用にあたってに記載された条件を遵守すること。
- (2) 使用者登録の権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 物品等には「新潟市江南区親善大使 使用するキャラクター名」及び「©新潟市江南区」との表記を付すこと。
- (5) 使用状況等について調査をもとめられた際は、速やかに調査に応じること。

(使用者登録の取消し)

第6条 第3条により使用者登録した使用者が第5条各号に掲げる使用上の遵守事項に違反していると認められたとき、又は第3条各号に該当することとなった場合、別記第3号様式による新潟市江南区親善大使使用者登録取消書をもって当該使用者登録を取り消すものとする。

(使用者登録の変更)

第7条 第3条により使用者登録した使用者の所在地、法人・団体名等の登録内容に変更が生じたときは別記第4号様式による新潟市江南区親善大使使用者登録事項変更申請書により変更を届け出るものとする。

2 前項の規定による変更申請の承認は別記第5号様式の新潟市江南区親善大使使用者登録事項変更承認書の交付により行うものとする。

(使用者登録廃止届)

第8条 第3条により使用者登録を受けた使用者が登録を廃止する場合は別記第6号様式による新潟市江南区親善大使使用者登録廃止届を届け出るものとする。

(責任の制限)

第9条 区は、キャラクターの使用者登録を取り消したことにより、又は使用の中止を求めたことにより使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 区は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補てんその他法律上の責任を負わない。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、キャラクター使用の取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

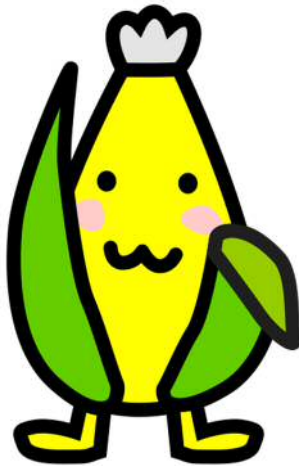
この要項は、平成29年12月21日から適用する。
組織改正に伴い、平成30年4月1日付けで一部改正。

別図1

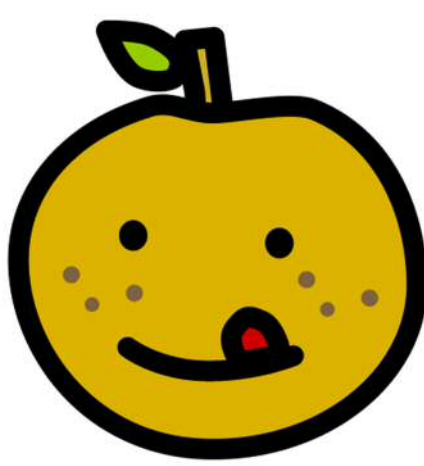
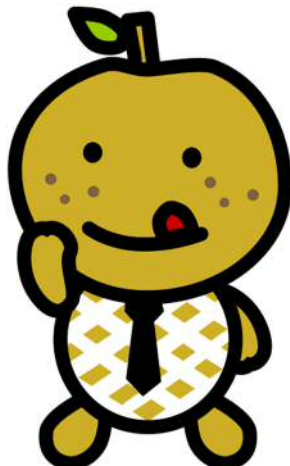
1. 十全さん



2. スイートくん



3. 高ナシ係長



4. 藤五郎じい



5. 姫ちゃん



様式第1号（第2条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録申請書

平成 年 月 日

新潟市長

新潟市江南区親善大使を使用するにあたり、使用要項に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり新潟市江南区親善大使使用者登録を申請します。

記

1 申請者

住 所	〒
ふりがな	
法人・団体名	
ふりがな	
代表者 役職・氏名 (個人の場合：申請者氏名)	

2 連絡先

ふりがな		ふりがな	
所属部署名		役職・氏名	
住 所	〒		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

3 添付書類 申請者の事業内容が分かる資料（会社概要等）

使用企画書・使用見本等 その他（ ）

様式第2号（第3条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録証

平成 年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

（担当：江南区地域総務課）

平成 年 月 付けで申請のあった新潟市江南区親善大使使用者登録について、
下記のとおり登録しました。なお、使用にあたっては下記に記載の事項を遵守願います。

記

新潟市江南区親善大使
使用者登録番号

第 号

<使用上の遵守事項>

- （1）新潟市江南区親善大使使用者登録申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）新潟市江南区親善大使使用要項及び新潟市江南区親善大使の使用にあたっての内容を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録取消書

平成 年 月 日

様

新潟市長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった「新潟市江南区親善大使」の使用（登録番号第 号）について、下記の理由により取り消します。

記

1. 取消理由

様式第4号（第7条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録事項変更申請書

平成 年 月 日

新潟市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印
電話番号

登録番号第 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

項 目	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
ふりがな		
法人・団体名		
ふりがな		
代表者 役職・氏名 （個人の場合：申請者氏名）		

様式第5号（第7条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録事項変更承認書

平成 年 月 日

様

新潟市長

平成 年 月 日付けで申請のあった新潟市江南区親善大使の使用者登録変更
事項について、下記のとおり承認します。

記

1 変更承認内容

(1)

(2)

(3)

様式第6号（第8条関係）

新潟市江南区親善大使使用者登録廃止届

平成 年 月 日

様

新潟市長 印

平成 年 月 日付で登録証の交付を受けた「新潟市江南区親善大使」の使用者登録（登録番号第 号）について、下記の理由により廃止したいので届けます。

記

1. 廃止理由